

墨田区細街路拡幅整備事業



(イメージ写真)

幅員が4メートルに満たない細い道（細街路）を、安全・快適な道にするため、建物を建て替える時に建築主等と土地所有者の承諾を得て、区の負担で幅員を4メートルに拡げる工事を行っています。

お問合せ

墨田区 都市整備課 庶務・細街路担当

〒130-8640

墨田区吾妻橋一丁目23番20号（区役所9階）

電話 03-5608-6292（直通）

FAX 03-5608-6409

事業内容

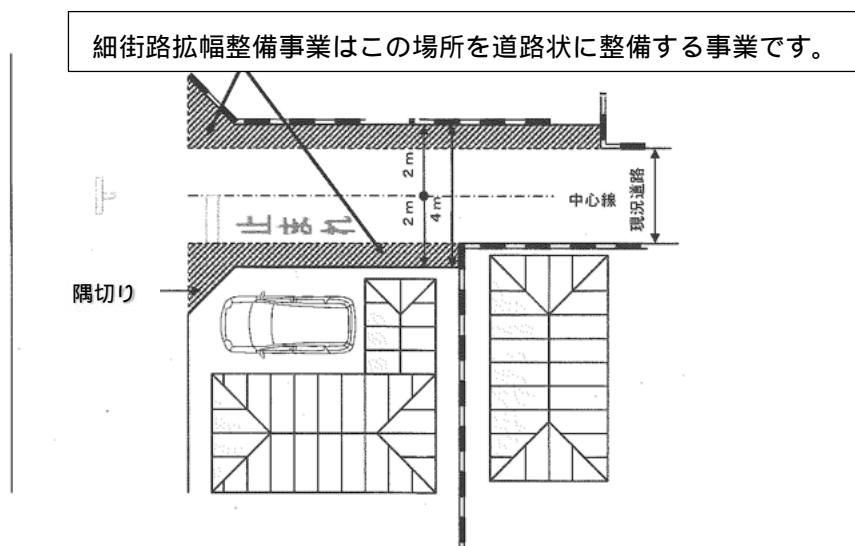
細街路拡幅整備事業は、細街路に接するL形側溝等の移設及び「隅切り用地」の舗装を行って、幅員を4メートルに拡げていく事業です。

この事業は任意事業です。(ただし、不燃化促進助成金を申請する場合は、必須となります。)

拡幅整備工事は、原則として区の負担で行います。

(対象外)・建築工事を伴う際の後退部分の門塀等撤去費や給水設備等移設費

・後退用地等^{*}に民々の筆界確認の紙やプレートがある場合の宅地内への移設費



* 後退用地及び隅切り部分のことをいいます。

整備対象

- 1 建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路
- 2 建築基準法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた道路で、指定幅員が確保されていないもの
- 3 上記1、2のほか、区長が必要と認める道

下記に該当する方は**適用の除外**になります。

国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体

都市計画法に規定する開発行為を行う者

墨田区集合住宅条例の適用^{*1}を受ける事業の施行者

墨田区開発指導要綱の適用^{*2}を受ける事業の施行者

*1 共同住宅、寄宿舍、長屋を建設する事業で次のいずれかに該当するもの

・総住戸(住室)数 15戸(室)以上

・地上3階建て以上かつ総住戸(住室)数 10戸(室)以上

*2 適用対象事業

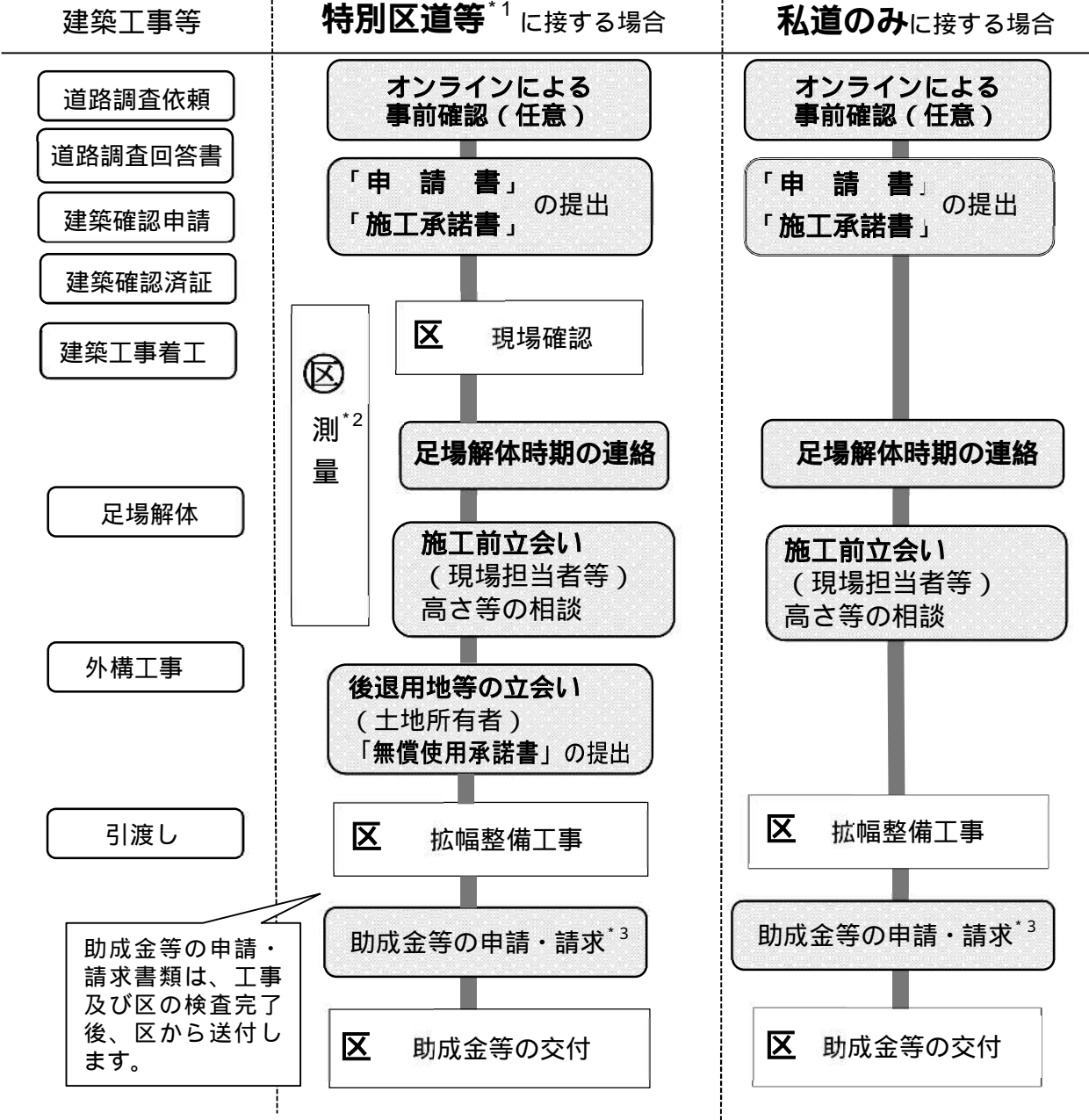
1 大規模建築物建設事業：延べ面積が1,000㎡以上

2 宅地開発事業：事業区画面積300㎡以上

適用等、詳細については、都市計画部都市計画課にお尋ねください。

事業の流れ

細街路拡幅整備事業の対象となる敷地が



* 1 特別区道・区有通路・管理道路のことをいいます。

* 2 後退用地等については、道路法等により私権が制限されますので、無償使用承諾の面積を確定させ、権利者の方々に確認していただくため、区が測量を実施します。

* 3 区の検査完了後、3か月以内に助成金等の申請書類を提出しない場合、助成金等の交付を受けることができなくなります。

施工前に土地所有者及び建築主等が変更になった場合は、新しい土地所有者から申請書、施工承諾書、公図の写し、登記全部事項証明書（土地）、印鑑登録証明書を新たに提出していただきます。建築工事と関係なく拡幅整備をする際、塀等の除去、排水設備等の移設があるときに助成金が交付される場合があります。詳しくは、庶務・細街路担当にご確認ください。（p. 7、8 参照）

オンラインによる事前確認（任意）

「申請書」及び「施工承諾書」の提出の前にオンラインにより申請内容及び提出書類の事前確認を行うことができます。

詳細は、以下のURLもしくは二次元コードを読み込んで、お手続きください。

<https://logoform.jp/form/DnDq/1426468>



「申請書」及び「施工承諾書」の提出

提出時期

- ・ 建築確認申請後、区が拡幅整備工事を行うことについて権利者の方々の承諾をとっていただいた後、速やかにご提出ください。
- ・ 提出されてから区の工事時期を調整するため、提出された時期によっては、工事時期のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

提出上の注意点

- ・ 区が整備工事を行うことについての権利者の方々の承諾がない場合は、工事を行いません。
- ・ 売買等により、土地所有者の変更等を予定している場合はご相談ください。
- ・ 建築確認申請に必要な建築基準法の道路の位置と中心については、建築指導課道路担当の窓口でご確認ください。
- ・ 拡幅整備工事による土地の掘削工事等について、申請する土地に隣接する土地の所有者又は関係者からの了承を得てください。
- ・ 拡幅整備工事を行う部分に、必要な杭、鉋等がある場合は、申請者側で移設、復元等を行ってください。

提出書類

「申請書」及び「施工承諾書」に次の書類を添付し提出してください。

案内図

配置図

拡幅部分の求積図

拡幅部分の現況写真（拡幅部分がわかるように道路の2方向から撮影してください。）

公図の写し

整備箇所の登記全部事項証明書（土地）

印鑑登録証明書（土地所有者のみ）

代表者事項証明書もしくは履歴事項全部証明書（土地所有者が法人の場合のみ）

その他区長が必要と認める書類

～ は、3か月以内に発行された原本をご提出ください。

インターネットにより取得したものや原本のコピーは不可です。

書類作成の注意点

【申請書】

- ・ 建築確認申請ごとに1部ご提出ください。

【施工承諾書】

- ・ 印鑑について

土地所有者	実印
建築主等	印不要

- ・ 「土地所有者 = 建築主等」の場合は、土地所有者欄のみ記入・押印してください。
- ・ 訂正する場合、二重線を引き、その上に実印を押印してください。（例）~~墨田~~ 実印
- ・ 土地所有者が2名以上の場合、土地所有者全員が住所・氏名・電話番号を記入・押印してください。

【記入例】

(表)
第2号様式

〇〇年〇月〇日

細街路拡幅整備施工承諾書

墨田区長あて

土地所有者 住所 墨田区墨田〇丁目〇番〇号
氏名 桜 花子 実印
電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

建築主等 住所 墨田区吾妻橋〇丁目〇番〇号
氏名 墨田 太郎
電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

下記の土地について、区が整備することを承諾します。
また、次の事項についても確約します。

- この整備による土地の掘削工事等について、下記の土地に隣接する土地の所有者又は関係者から了承を得ていること。
- この整備の範囲内に、必要な杭、鉋等がある場合は当方が移設、復元等を行うこととし、整備の際に残存していた杭、鉋等が整備に伴い撤去されることについて、撤去後の影響等も含めて異議を申し立てないこと。
- 整備対象道路等の種別が公道であった場合、区が実施する測量により後退用地等の面積が確定した際に、無償使用承諾書を提出すること。

記

整備する土地の所在地	地名地番	墨田区 两国 〇 丁目 〇〇 番 〇〇の一部分
	住居表示	墨田区 两国 〇 丁目 〇〇 番 〇〇 号
整備対象道路等の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 公道 (<input checked="" type="checkbox"/> 特別区道 <input type="checkbox"/> 区有通路 <input type="checkbox"/> 管理道路)	
	<input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他 ()	
整備の区域	<input type="checkbox"/> 後退用地のみ <input checked="" type="checkbox"/> 後退用地及び隣切り用地 (後退用地等)	
建築工事施行業者住所・氏名	〇〇区〇〇 〇-〇-〇 株式会社〇〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	

(裏)

整備する土地の所在地	地名地番	墨田区 两国 〇 丁目 〇〇 番 〇〇の一部分
	住居表示	墨田区 两国 〇 丁目 〇〇 番 〇〇 号

前述の土地について、区が整備することを承諾します。
また、次の事項についても確約します。

- 隣接する土地の掘削工事等についての了承
- 杭、鉋等の移設・復元・撤去等についての承諾
- 無償使用承諾書についての提出 (公道のみ)

土地所有者 住所 墨田区押上〇丁目〇番〇号
氏名 桜 次郎 実印
電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

前述の土地について、区が整備することを承諾します。
また、次の事項についても確約します。

- 隣接する土地の掘削工事等についての了承
- 杭、鉋等の移設・復元・撤去等についての承諾
- 無償使用承諾書についての提出 (公道のみ)

土地所有者 住所 ()
氏名 () 実印
電話 ()

前述の土地について、区が整備することを承諾します。
また、次の事項についても確約します。

- 隣接する土地の掘削工事等についての了承
- 杭、鉋等の移設・復元・撤去等についての承諾
- 無償使用承諾書についての提出 (公道のみ)

土地所有者 住所 ()
氏名 () 実印
電話 ()

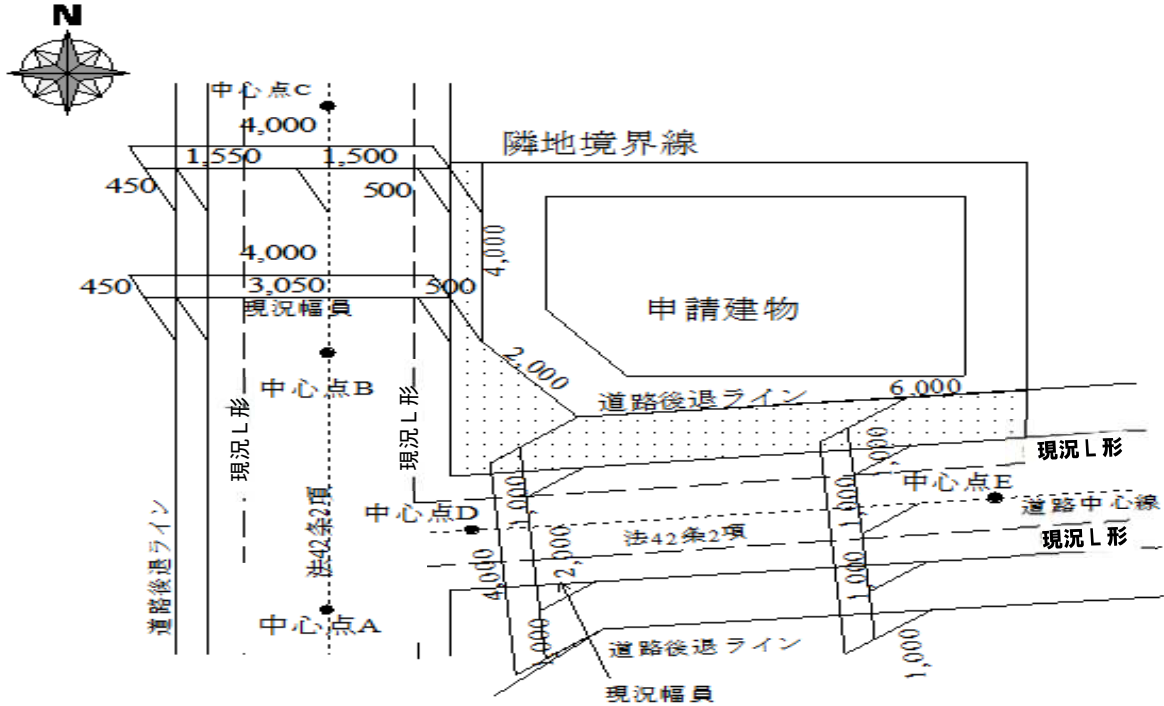
土地所有者が2名以上の場合は、裏面に記入・押印してください。

提出図面例

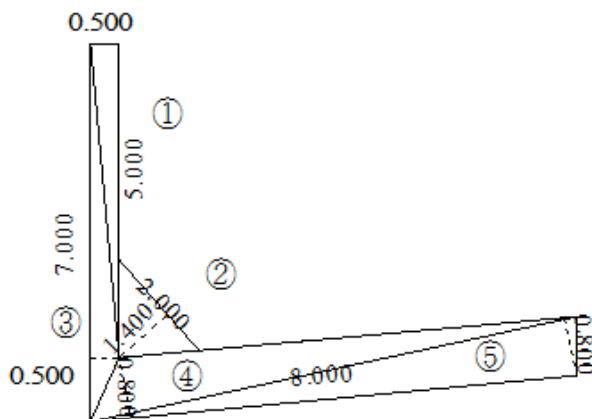
建築指導課から発行された「道路調査回答書」に基づき作成してください。

配置図（例）

道路中心・ 現況幅員・ 後退幅・ 建物の位置及び形状 を明記してください。



拡幅整備部分の求積図（例）



敷地面積		
底辺 (m)	高さ (m)	倍面積 (m ²)
5.000	0.500	2.50000
2.000	1.400	2.80000
7.000	0.500	3.50000
8.000	0.800	6.40000
8.000	0.800	6.40000
倍面積 計		21.60000
敷地面積 (m ²)		10.8

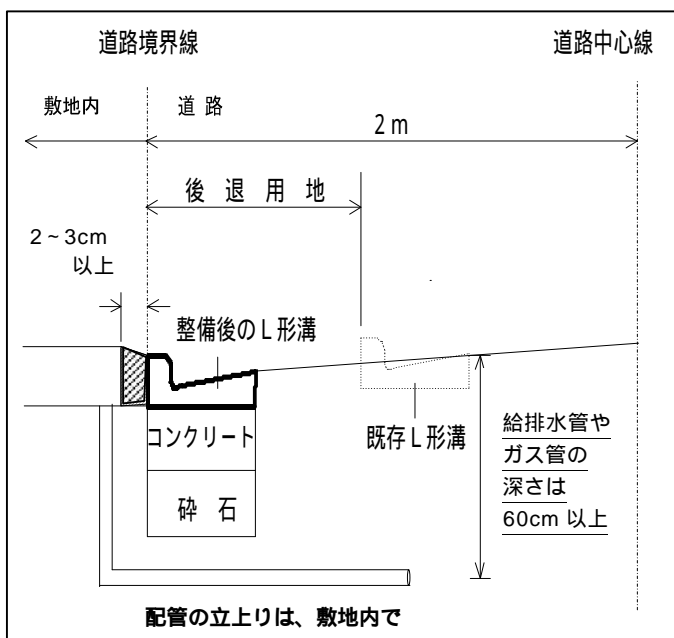
拡幅整備部分の面積を明記してください。

特別区道等と私道に接する場合は、拡幅整備部分の面積を特別区道等と私道に分けて作成してください。

座標計算による求積も可です。

工事等に関する注意点

- ・ 足場が外れる時期が決まりましたら、早めに区にご連絡ください。
- ・ 区拡幅整備工事までに、拡幅整備部分にある門扉・水道メーター等は除去又は移設してください。
- ・ 隣地の土間等が拡幅整備部分に越境している場合、事前に撤去してください。
- ・ 引込管は、L形側溝等の基礎よりも深く後退位置まで引き込み、敷地内で立ち上げてください。
- ・ 拡幅工事を行う部分に、必要な杭、鉋等がある場合、申請者側で移設、復元等を行ってください。
- ・ 区拡幅整備工事前に外構工事を行う場合、後退線より2～3cm以上のクリアランスを確保してください。
- ・ 拡幅整備部分にエアコンの室外機等を設置しないでください。



「細街路拡幅整備事業に係る特別区等用地無償使用承諾書」の提出

「細街路拡幅整備事業に係る特別区道等用地無償使用承諾書」とは、細街路拡幅整備事業の対象となる敷地が特別区道等に接する場合に、後退用地等を特別区道等の区域に編入（区が管理）することについて土地所有者の承諾をいただくための書類です。

提出時期

- ・ 「細街路拡幅整備事業に係る特別区道等用地無償使用承諾書」は、区の測量完了後、後退用地等の立会いを行う際にお渡しします。
- ・ 立会い後に記入・押印し、提出してください。
- ・ 立会いを委任した場合は、後日記入・押印し、提出してください。

書類作成及び提出上の注意点

- ・ 土地所有者が**自筆**で記入し、**実印**を押印ください。（「印鑑登録証明書」と同じ表記にしてください。）
- ・ 登記事項証明書の住所と現住所が違う場合や氏名が変更になっている場合は、戸籍謄本や住民票等が必要な場合があります。

助成金及び奨励金

拡幅整備工事完了後、助成金及び奨励金を交付します。

種 別	内 容	単価等	交付対象者
助 成 金	本事業の申請に係る図面作成、登記簿・公図の写しの提出、現場立会、書類郵送等の費用の一部	30,000 円 / 件	建築主等
後 退 用 地 等 無償使用承諾奨励金	特別区道等に新たに編入される後退用地等の無償使用承諾をした場合	30,000 円 / m ²	土地所有者
隅切り整備奨励金	隅切り用地を新たに道路形状に整備した場合	100,000 円 / 箇所	土地所有者（特別区道等） 建築主（私道）

区の検査完了後、該当の助成金等の申請書類を区から建築主等又は土地所有者に送付します。

なお、区の検査完了後、3か月以内に助成金等の申請書類を提出しない場合、助成金等の交付を受けることができなくなります。

後退用地等無償使用承諾奨励金の対象となる面積は、区で実施する測量による特別区道等の区域に新たに編入される面積になります。

建築工事と関係なく拡幅整備をされる方には、次の助成もあります。

申請等については、p.8をご覧ください。

助成対象の工事の種類別	工事内容	助成額	備 考
門塀・生垣等撤去	地中基礎までの撤去	10,000 円 / m	発生処分費を含む。
排 水 設 備 移 設	後退用地等にあった柵又は配管の敷地内への移設	柵 16,000 円 / 箇所 配管 11,000 円 / m	拡幅整備工事に伴う必要最低限の移設が対象
水 道 設 備 移 設	後退用地等にあったメーター等の敷地内への移設	水道局指定工事店の 工事費用の全額	
ガ ス 設 備 移 設		東京ガス指定工事店の 工事費用の全額	
樹 木 移 植	後退用地等にあった樹木の敷地内への移植	15,000 円 / 本	幹回り 15cm 以上で、移植後も枯れるおそれがないもの（枯れた場合の補償はしません。）

助成対象物の工事前と工事後の写真と、建築主等あての見積書・請求書・領収書の写しが必要です。

工事費用の実費額が上記助成額に満たない場合は、その実費額を助成します。

消費税及び消費税相当額は助成対象にはなりません。

助成額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。

助成対象の工事の申請等

建築工事と関係なく拡幅整備をするときに塀等の撤去、排水設備等の移設がある場合は、事前にご相談ください。

申請方法

「申請書」及び「施工承諾書」を提出する際に「助成対象除去等工事実施申請書」に次の書類を添付して申請してください。

助成対象工事の見積書

助成対象工事箇所等の現状写真

その他区長が必要と認める書類

助成対象工事は区の承認後に着手してください。

完了届の提出

助成金等の申請書・請求書を提出する際に「助成対象除去等工事完了届」に次の書類を添付し提出してください。

助成対象工事の領収書及びその写し

助成対象工事後の写真

その他区長が必要と認める書類

助成対象工事の助成金は、拡幅整備工事に係る助成金等と併せて交付します。

【記入例】

第5号様式

〇〇年〇〇月〇〇日

細街路拡幅整備助成対象除去等工事実施申請書

墨田区長あて

建築主等 住所 墨田区横綱〇-〇-〇
氏名 向島 太郎
電話 〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇

墨田区細街路拡幅整備要綱第8条の規定により、助成対象除去等工事の実施について、下記のとおり申請（新規・変更）します。

記

施 工 場 所	墨田区 本所 〇 丁目 〇 番 〇 号					
助成対象除去等工事の種別	<input type="checkbox"/> 門扉・生垣等の撤去		<input checked="" type="checkbox"/> 排水設備の移設			
	<input type="checkbox"/> 水道設備の移設		<input type="checkbox"/> ガス設備の移設			
<input type="checkbox"/> 樹木の移植						
助成対象除去等工事の内容	工事内容	数量	単位	単 価	金 額	備 考
	排水設備移設	1	式		58,000	
工 事 費 合 計 額				58,000 円		

区 記 入 欄

現地確認日	担当者氏名
年 月 日	

第9号様式

〇〇年〇〇月〇〇日

細街路拡幅整備助成対象除去等工事完了届

墨田区長あて

建築主等 住所 墨田区横綱〇-〇-〇
氏名 向島 太郎
電話 〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇

〇〇年〇月〇〇日付けで助成が決定された細街路拡幅整備助成対象除去等工事が完了したので、下記のとおり届けます。


記

完了年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
施 工 場 所	墨田区 本所 〇 丁目 〇 番 〇 号	
助成対象除去等工事の種別	<input type="checkbox"/> 門扉・生垣等の撤去	<input checked="" type="checkbox"/> 排水設備の移設
	<input type="checkbox"/> 水道設備の移設	<input type="checkbox"/> ガス設備の移設
<input type="checkbox"/> 樹木の移植		
添付書類の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 除去等工事に係る領収書又はその写し	
	<input checked="" type="checkbox"/> 除去等工事に係る工事完了後の写真	
<input type="checkbox"/> その他()		

区 記 入 欄

現地確認日	担当者氏名	可・否
年 月 日		

細街路拡幅整備の取扱い

	特 別 区 道 等	私 道
拡幅整備	墨田区	
維持管理	墨田区	土地所有者
後退用地等の 土地所有者	土地所有者が変わることはありません。 また、分筆の必要もありません。	
後退用地等の寄付	<p>拡幅整備後に土木管理課に申請が必要です。 詳細については、担当にお問合せください。</p> <p>【担当】 墨田区役所 10 階 土木管理課用地調査担当 電話 03-5608-6284(直通)</p>	寄付の受付はしていません。
拡幅整備済の表示	<p>拡幅整備後に、後退表示板を設置しています。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	
固定資産税・都市計 画税の非課税申告	<p>固定資産税・都市計画税の非課税申告手続等は、区で行って いません。土地所有者が都税事務所に申告してください。 詳細については、都税事務所にお問合せください。</p> <p>東京都墨田都税事務所 固定資産税課 土地班 墨田区業平 1-7-4 電話 03-3625-5069</p>	